

独占的ライセンスの対抗制度に関する検討事項の検討 —独占的利用許諾構成について—

5. その他の付随的検討事項

■著作権等管理事業への影響

(1) 問題の所在

独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合における、独占性について対抗力を備えている独占的ライセンスが設定されている著作権等を著作権等管理事業者に対し管理委託することの可否、及び、著作権等管理事業者における応諾義務（著作権等管理事業法第16条）の有無等について整理したい。

(2) 論点

- ・独占的ライセンスの対抗制度が導入された場合における、著作権等管理事業との関係については以下のように整理して問題ないか。

- ①著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結前に、著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えていた場合
 - ・独占的ライセンスの範囲では著作権者等は著作権等管理事業者に対し、その著作権等の管理委託をすることができず¹、著作権等管理事業者の応諾義務も生じない。
- ②著作権者等及び著作権等管理事業者間の管理委託契約締結後に、著作権者等と独占的ライセンス契約を締結している独占的ライセンシーが独占性について対抗力を備えた場合
 - ・独占性の対抗力が備わった時点で既に著作権等管理事業者から利用許諾を受けていた利用者については、当然対抗制度により、その利用権を独占的ライセンシーに対抗できると考えられ、その利用を継続することができるものと思われる。

¹ 「管理委託をすることができず」の意味は、信託譲渡型の管理委託契約（著作権等管理事業法第2条第1項第1号）においては、著作権者等から著作権等管理事業者に信託譲渡する著作権等は独占的ライセンスの負担の付いたものになり、当該独占的ライセンスの範囲では、著作権等管理事業者には、第三者に対し適法な利用許諾を行うための権限が認められないという意味である。また、委任型の管理委託契約（同項第2号）においては、独占的ライセンスの範囲において、著作権等管理事業者は、著作権者等から、第三者に対し適法な利用許諾を行うための権限の設定を受けることができないという意味である。ただし、いずれの場合も著作権等管理事業者と著作権者等との間の管理委託契約は債権的に有効なものとして成立する可能性はあると思われる。

- 他方、独占性の対抗力が備わった後については、著作権等管理事業者は、その独占的ライセンスの範囲で利用許諾権限を失うため、第三者に対し、利用許諾を行うことはできず²、著作権等管理事業者の応諾義務も生じない。
- ただし、当該管理委託契約が信託譲渡による場合については、著作権等管理事業者は、独占性の対抗力具備の前に当該信託に係る著作権の移転について登録を備えていれば、当該信託に係る著作権の移転が独占的ライセンスの独占性に優先するため、その独占的ライセンスの範囲内においても利用許諾権限を失わず、応諾義務も負うことになる。

以上

² 「利用許諾を行うことはできず」の意味は、適法な利用許諾を行うことができないという意味であり、著作権等管理事業者と第三者との間の利用許諾契約は債権的に有効なものとして成立する可能性はあると思われる。